

# 春野町人権尊重の社会づくり条例

平成 10 年 3 月 30 日

条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、人権尊重の社会づくりについて、町及び町民(町内に在住する個人並びに町内に事務所又は事務所を有する個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な方針に関し必要な事項を定めることにより、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題への取組みを推進し、もって真に人権が尊重される明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

(町の責務等)

第 2 条 町は、前条の目的を達成するため、人権が尊重される社会の環境づくりを図るとともに、人権意識の高揚を目的とする教育及び啓発に関する施策(以下「人権施策」という。)を、総合的に推進するものとする。

2 町長は、人権意識の高揚を図るため必要に応じ、町内における人権に関する実態調査を行うものとする。

3 町長は、人権侵害に当たる行為をしたものに対して、必要な指導及び助言をすることができる。

(町民の責務)

第 3 条 町民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識して人権意識の向上に努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとする。

(人権施策の基本方針)

第 4 条 町長は、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題の解決に向けて、すべての町民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図るとともに、町及び町民の取組みを一層促進させるため、人権施策の基本方針を定めるものとする。

(春野町人権尊重の社会づくり協議会)

第 5 条 人権施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査協議させるため、春野町人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 町長は、前条の人権施策の基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関する事項その他この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。